

「令和8年度神戸市物価高騰対策福祉施設等緊急支援事業」運營業務委託 実施要領（公募型プロポーザル）

1. 業務内容

（1）事業目的

本事業は、光熱水費・食料品費等の物価高騰が引き続く中、介護サービス施設・事業所及び障害福祉サービス施設・事業所の運営を支援し、継続的・安定的に市民サービスを提供できるよう給付金を支給するものである。

令和8年度神戸市物価高騰対策福祉施設等緊急支援事業給付金交付要綱(案)に基づいて事業を実施するにあたって、民間事業者のノウハウ等を活用し、多数かつ多岐にわたる業務の迅速かつ適正な執行を図る。

（2）業務内容

別紙「仕様書」のとおり

※契約締結時には契約候補者から受けた企画提案内容を仕様書に追記する。

（3）委託契約上限額（事業規模）

上限 15,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※契約期間終了後、検査完了後に一般支払いとする。

（4）契約期間

契約締結日（令和8年5月中旬予定）～令和8年12月31日

2. 契約

（1）契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

（2）委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

（3）契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

（4）契約保証金に関する事項

契約保証金の額は、神戸市契約規則第24条第1項の規定により契約金額の100分の3以上の額とします。ただし、神戸市債又は国債の提供をもって契約保証金に代えることができます。また、履行保証保険契約の締結を行った場合、その他、規則第25条の規定に該当する場合は、契約保証金の納付は免除します。

（5）その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

3. 応募資格

以下の要件をすべて満たす法人であること。

- (1) 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる団体でないこと。
- (2) 会社更生法及び民事再生法などによる手続きをしている団体でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- (4) 直近1年間の所得税または法人税、消費税及び地方消費税、県税、市県民税などを滞納している団体または代表者がこれらの税金を滞納している団体でないこと。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する団体でないこと。
- (6) 本市から指名停止措置を受けている団体でないこと。
- (7) 本事業の目的に賛同し、これを推進しようとする意欲があること。
- (8) 参加表明提出期限までに所定の様式で参加表明書を提出し、その後、その他の提出物についても期限までに全て提出していること。

4. スケジュール

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| (1) 公募開始 | 令和8年4月 6日(月) |
| (2) 質問書受付期限 | 令和8年4月20日(月) 17:00 必着 |
| (3) 参加表明書の提出期限 | 令和8年4月20日(月) 17:00 必着 |
| (4) 企画提案書等の提出期限 | 令和8年5月 8日(金) 17:00 必着 |
| (5) プレゼンテーション実施 | 令和8年5月15日(金) 予定 |
| (6) 結果通知 | 令和8年5月中旬 |
| (7) 契約締結・事業開始 | 令和8年5月中旬(予定) |
| (8) 事業完了 | 令和8年12月31日(木) |

5. 応募手続き

(1) 提出書類

以下、全て電子データ (E-mail) により提出すること。

- ① 参加表明書 (様式第1号)
- ② 企画提案書 (様式第2号)

企画提案書には以下の内容について盛り込むこと。

- ・本業務の実施にあたり、応募者が重要と考える点、方針
- ・業務遂行の体制全般、バックアップ体制、市との連絡体制、情報セキュリティ対応の体制
- ・契約後から事業終結までの事業全体の業務スケジュール、
- ・人員配置計画 (配置人数・分担・職種・職員の業務実績など)
- ・業務の履行場所 (予定) 及び情報セキュリティ上の配慮等
- ・電子申請システムの構築 (交付申請・実績報告) に関する内容 (使用するソフト・アプリケーション、セキュリティ対策、帳票出力、決定通知の電子発送、申請者による申請状況の確認などの機能)
- ・問い合わせ対応 (コールセンター) 業務に関する内容 (設置時期、人員体制、問い合わせ内

容等の報告、FAQの作成、メール対応の有無など)

- ・業務全般の機能、実施方法（申請完了確認・申請状況確認の機能、神戸市へのデータの納品・提出方法、決定通知の電子発送の方法、対象者への申請勧奨、報告勧奨、ほか）
- ・同種業務の業務実績

【注意】

業務の一部再委託を検討している場合については、その具体的内容（どの業務をどこの事業者になど）を、提案内容に反映すること。なお、再委託については、神戸市の書面による事前承諾が必要である。

③会社概要

- ・会社の概要が分かる会社パンフレット等を提出すること。
- ・地元事業者（企業、一般社団法人、社会福祉法人など）で、本社・本部機能を神戸市内に有する事業者該当する場合は、根拠として登記簿謄本又は登記事項に関する履歴事項全部証明書等の写しを提出すること。
- ・準地元企業（本社が市内にないが、支店等が市内にある企業）に該当する場合は、その事実が分かる資料を提出すること。

④事業費見積書

様式は任意、税込みの金額を記載すること。

(2) 提出期限及び質問

①提出期限

- ・参加表明書（様式第1号）の提出期限 令和8年4月20日(月) 17:00 必着
- ・企画提案書（様式第2号）等の提出期限 令和8年5月8日(金) 17:00 必着

②質問及び回答

- ・質問がある場合は質問書（様式第3号）に必要事項を記載し、E-mailで送付すること（電話、FAX等による質問の受付は行わない）。
- ・令和8年4月20日(月) 17:00までに行うこと。
- ・E-mailで質問を送付する場合は、必ずタイトルを「(法人名) 令和8年度物価高騰対策事業運営業務に関する質問」と明記すること。
- ・質問書の到達の確認については、質問者の責任で行うこと。
- ・質問及び質問に対する回答は、参加表明した応募者全員に送付する。

(3) 提出先・問い合わせ先

神戸市福祉局障害者支援課 担当：神崎

E-mail：syogaishien_bukka@city.kobe.lg.jp

※メールの受信確認までを期限内に応募者の責任で行ってください。

容量オーバーやメール送受信のトラブル等によりメールが届かなかった場合も期限後の提出は一切受け付けません。

※送付資料の容量が5MBを超える場合は、複数に分けるなどして提出してください。

6. 選定方法

(1) 選定方法

- ・本企画提案の審査については、選定委員会が行い、その意見を受けて選定する。
- ・選定委員は、下記(2)の評価基準に沿って企画提案書の審査を行う。

以下の日程でオンラインによるプレゼンテーションを実施する予定としているため、準備すること。

なお、応募者が5社を超えた場合には、選定委員会において書面による評価を行ったうえで、評価結果の上位5社についてプレゼンテーションを実施する。

プレゼンテーション実施日時(予定)

令和8年5月15日(金) 14:00~17:00頃

※オンラインの接続方法や時間は、提出期限後に別途連絡する。

※プレゼンテーション発表10分、質疑応答10分の計20分を予定。

※受託した場合に本市との協議・調整を行うものがプレゼンターを務めること。

(2) 評価基準・配点

企画提案書に基づき、下記の観点から評価を行う。

- A: 事業の理解 (10点)
- B: 業務執行体制 (20点)
- C: 電子申請の機能・工夫 (20点)
- D: 申請件数確保に向けた工夫 (10点)
- E: 業務実績 (10点)
- F: 地元企業 (10点) (市内に本店がある場合10点、市内に支店等がある場合5点)
- G: 事業費(見積金額) (20点) (評価点=(最低見積金額/各社見積金額)×20点)

(3) 選考結果の通知

選考結果決定次第、企画提案書の提出者全員に対して、文書(Eメール)で通知する。評価の結果は採用可否のみ通知し、その他の評価・審査の内容については通知しない。

8. 特記事項

- (1) 企画提案書の作成、提出、その他当該公募の応募に関する費用はすべて応募者負担とする。
- (2) 提出後の修正・変更は、一切受け付けない。
- (3) 選定業務者は、当該契約により受託した業務に関して知り得た秘密を、第三者に開示・公表・配布しないこと。
- (4) 提出された書類は、返却しない。
- (5) 評価方法や評価結果に関する不服申し立てなど、選定に関する問い合わせについては、一切受け付けない。
- (6) 委託契約の締結については、本市所定の「委託契約約款」に基づくものとする。
- (7) 実際の業務運営の詳細に関しては、本市の指示に従うものとする。
- (8) 本公募要領に定めのない事項については、別途協議によるものとする。